

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産は原則として取得原価により計上しています。ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

- ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- イ 昭和60年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の有価証券……………減価償却法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、水道事業会計及び下水道事業会計の取替資産については取替法によります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
長期延滞債権、未収金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与等引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、財務書類作成基準日において発生していると認められる金額（12月から3月までの4か月分）を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

なお、水道事業会計及び下水道事業会計においては地方公営企業会計基準によります。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 採用した消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計及び下水道事業会計においては、税抜方式によっています。

(8) その他全体財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

② 資本的支出と修繕費の区分

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で60万円以上であるとき、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則または手続の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

- (4) 重大な災害等の発生
該当なし

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- 1 枚方簡易裁判所令和5年（ハ）第467号
損害賠償等請求事件 113万2208円及び年3 %の遅延損害金

5 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 連結対象団体について

全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済事業特別会計、火災共済事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、2 駅周辺整備事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

- (3) その他全体財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
該当なし

6 追加情報（全体貸借対照表に係るもの）

(1) 売却可能資産

該当なし